

社会福祉法人坂町社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人坂町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び委員会の委員（以下「役員等」という。）をいう。

(報酬及び費用弁償の支給)

第3条 役員等には、勤務実態に応じて、次の各号に掲げる報酬等を支給する。

- (1) 会長については、別表1に定める報酬及び別表2に定める通勤手当を支給する。
- (2) 会長以外の役員等については、別表3に定める報酬を支給する。
- (3) 役員等が職務のために出張するときは、別表4に定める費用弁償（交通費、日当、宿泊料、食卓料）を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬及び費用弁償は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人坂町社会福祉協議会職員以外のものに対する報酬及び費用弁償に関する規則（平成元年3月31日規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和6年6月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。